

第2章 環境に配慮した地域社会や市民生活の形成

第1節 廃棄物の適正処理および資源化・減量化 ●●●●●●●●●●

1 一般廃棄物

(1) 背景

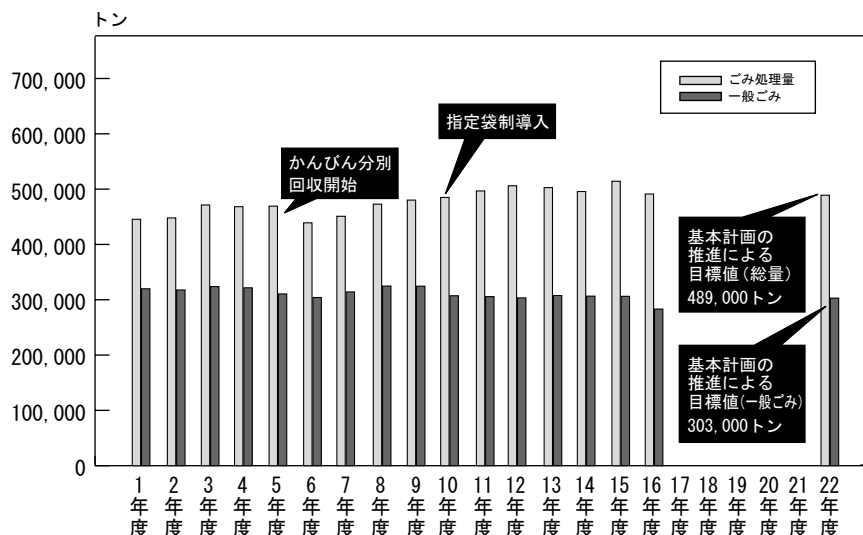
市内で発生するごみ量については、「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を策定した平成13年当時、一層の資源化・減量化の施策を行わなかった場合、平成22年度のごみ処理量が594,000トン、うち主に家庭から排出される一般ごみは333,000トンにもものぼると予測されていました。

これまで、平成5年度の「かんびん分別収集」の開始、平成10年度の「有料指定袋制の導入」など資源化・減量化の施策を進めてきた結果、排出量がほぼ横ばいの傾向で推移するなど、一定の成果をあげています。しかし、ごみの排出量は今後も増加するものと予想されており、より一層の資源化・減量化の取組が必要となっています。

先にあげた「北九州市一般廃棄物処理基本計画」でも、ごみ処理を従来の「リサイクル型」から「循環型」へ発展させる具体的な方針を掲げており、平成22年度のごみ処理量を489,000トン、うち一般ごみ303,000トンを目指しています。

なお、平成16年度に排出されたごみ処理量は493,978トンと、10月に実施した事業系ごみ対策等の取組により前年度と比べ約20,000トン減少しました。（うち一般ごみについても前年度と比べ約18,000トン減少。）

図2-1 一般ごみの排出量の推移と今後の予測及び基本計画の推進による目標



(2) これまでの取組と成果

本市は、生ごみ・紙くずなどの一般ごみ、資源化物（かん・びん・ペットボトル・紙パック・トレイ・蛍光管）、粗大ごみの計画収集及び不法投棄物、側溝清掃のごみ、景観作業などの随時

収集、道路・歩道・河川・海辺などの清掃を行っています。

収集したごみのうち、一般ごみは全て焼却処理、粗大ごみは破砕処理を行い金属を回収しています。また、資源化物は選別処理の後、リサイクルを行っています。さらに廃棄物の適正処理をする一方で、環境保全と資源保護のためにごみの減量化・資源化にも取り組んでいます。

			取組の内容	16年度実績	
一般廃棄物	ごみ	市収集	一般ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみや紙くずなどの一般ごみについては、衛生的で収集能率のよい「ポリ袋ステーション方式」（ステーション数約31,500）により、家庭から排出される一般ごみ等のほか、1日平均排出量50kg未満の事業所から排出される一般ごみを対象とし、週2回計画的に収集しています。 ・平成10年7月には有料指定袋制度を導入し、ごみの資源化・減量化の促進やステーションの美観確保に努めています。 ・平成16年10月に事業系ごみ対策を実施しました。（事業所排出分の市収集の原則廃止） 	287,735トン
			粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・①ごみの資源化・減量化、②市民の利便性の向上、③事業系ごみの排除を目的に、平成6年4月から従来のステーション無料収集を電話申込みによる戸別有料収集に改め、収集回数を年3回から月1回に増やしました。 ・平成9年4月から、収集日前日まで申し込み可能となりました。 ・平成10年度からより利用しやすい収集方法として、申込み・収集を町内会単位で行う「粗大ごみ町内集団回収」を実施しました。 ・平成13年4月からは、家電リサイクル法施行に伴い、テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機の4品目を排出する場合、買い換える販売店または購入した販売店に引き取ってもらうこととなりました。 ・平成14年11月からはインターネットによる粗大ごみ収集申込みを平成15年7月から「粗大ごみ持ち出しサービス」を開始しました。 引越し等で臨時に大量のごみが出た場合は、引越しごみとして収集しています。粗大ごみや引越しごみの中でリサイクルできる家具等は、別途回収し、リサイクルプラザで補修・展示・販売を行い、再び市民に提供しています。 	4,655トン
			その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、市が収集するごみは、不法投棄物、道路清掃・河川清掃・景観作業ごみ等があります。 	5,627トン
		自己搬入	<ul style="list-style-type: none"> （市の工場へ許可業者又は排出者自らが搬入するごみのことです。） ・平成16年10月に事業系ごみ対策を実施しました。（手数料の改定、リサイクル可能な古紙及び廃木材の市施設への受入制限、かんびん資源化センターへの自己搬入廃止） 	195,961トン	
	資源化物	市収集	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・平成5年7月から週1回、一般ごみとは別に、かん・びんを資源化物として分別収集を開始しました。 ・平成9年11月から、新たにペットボトルを加えました。 ・平成14年1月から「かん・びん」「かん・ペットボトル」の組み合わせによる排出方法に変更しました。収集したかん・びん・ペットボトルは、市内2ヶ所のかんびん資源化センターでスチール缶、アルミ缶、透明びん、茶色びん、その他のびん、ペットボトルに選別し、リサイクルしています。 ・平成16年10月に事業系ごみ対策を実施しました。（事業所排出分の市収集の原則廃止） 	13,992トン
			紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年7月から、紙パックと白トレイについて、市内の商業店舗や市民福祉センター等の公共施設に回収ボックスを設置する分別収集（拠点回収）を開始しました。 ・平成14年7月から、色つきトレイの回収を開始しました。 	241トン
			蛍光管	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年7月から、家電小売店等を回収拠点として、蛍光管の分別収集を新たに開始しました。 	56トン
		し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね20日一巡を目標に計画収集しており、収集したし尿は、市内2ヶ所の処理場で衛生処理しています。 	40,056kℓ	

(3) 課題と今後の取組

今後も資源循環型社会の形成に向け、「北九州市一般廃棄物処理基本計画」に従って一層のごみの資源化・減量化を推進し、年間ごみ処理量 49 万トン体制を維持するとともに、清潔で快適な生活環境の維持・向上に努めていきます。

(4) 事業系ごみ対策について

平成 16 年 10 月から事業系ごみについて以下の対策を実施しました。

① 背景

事業系ごみは、廃棄物処理法で排出事業者の責任が明確に規定されていますが、

ア 1 日平均排出量 50 kg 未満の事業所から出るごみは、一般家庭と同様に市が収集

イ 市の施設へ直接持ち込まれる自己搬入ごみの基準が他都市と比較して緩いなどの理由により、事業者の資源化・減量化意識を阻害していました。市が処理する一般廃棄物約 514 千トン（平成 15 年度）に対し、約 250 千トン（49%）を事業系ごみが占め、市の焼却工場への自己搬入ごみが、平成 5 年度の約 121 千トンから平成 15 年度の約 197 千トンへ 1.5 倍以上に増加しました。

このような状況の中で、「北九州市一般廃棄物処理基本計画」（平成 13 年 2 月策定）では、事業系ごみ対策の強化を重要課題として掲げ、平成 15 年 7 月には「北九州市ごみ処理のあり方検討委員会」から、「自己処理責任の原則」に立ち返り、現状を全体的に見直す必要があるとの提言を受けました。

② 対策

ア 目的

- ・ 排出事業者の自己処理責任の徹底
- ・ 事業系ごみの資源化・減量化の推進
- ・ ごみ処理経費の削減

イ 実施内容

- ・ 事業系ごみの市収集の原則廃止
- ・ 自己搬入ごみの処理手数料の改定（700 円／100 kg⇒100 円／10 kg）
- ・ リサイクル可能な古紙、廃木材の市施設への受け入れ制限
- ・ かんびん資源化センターの自己搬入の廃止

2 産業廃棄物

(1) 背景

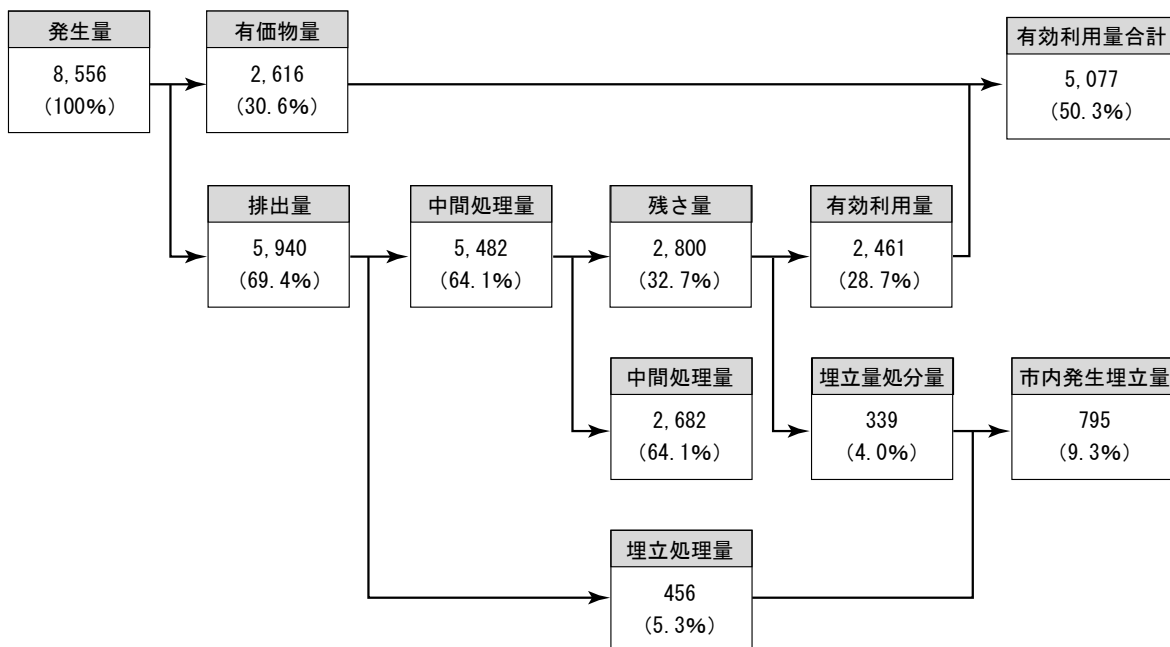
産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻・汚泥・廃プラスチック類等の 20 種類のことをいいます。このうち、爆発性・毒性・感染性などにより、人の健康・生活環境に被害を及ぼすおそれのある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物として定められています。

これらの産業廃棄物は、その排出事業者が自らの責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に定める基準に従い処理しなければならないものとされており、その処理を処理業者に委託する場合、廃掃法上の許可を有する業者に委託しなければなりません。

近年、最終処分場等の処理施設の逼迫、処理施設から排出されるダイオキシン類等による環境汚染、不法投棄等の不適正処理の横行など、産業廃棄物の処理を取り巻く問題は厳しくなっています。

これらの厳しい社会環境の中、良好の生活環境の維持や循環型社会の構築のために、本市では、産業廃棄物の適正な処理を推進するために監視・指導・規制などの強化に努めています。

図 2-2 北九州市における産業廃棄物の処理フロー（平成 14 年度）



単位：千トン

(2) これまでの取組

本市においては、産業廃棄物の適正な処理を推進するために産業廃棄物処理業許可業者への立入検査や報告徴収・不法投棄防止パトロール・「不法投棄等通報員」制度・不法投棄防止監視システム・北九州市産業廃棄物許可業者検索システム (<http://www.waste-info.jp/perm/index.php>) など積極的に取り組んでいます。

① 立入検査

廃掃法第 19 条の規定に基づき、排出事業者や処理業者（収集運搬業者、中間処理業者等）の事業場に年 4～12 回の立入りを実施し、産業廃棄物の保管状況、帳簿の検査、産業廃棄物の採取・分析などを行い、処理基準の遵守などについて指導を行っています。

表 2-1 産業廃棄物処理業者等に対する指導等実績（平成 16 年度）

	実施回数	口頭指導	文書指導	指導事例
産業廃棄物処理業者等の立入検査	1324回	79件	7件	産業廃棄物の不適正保管

② 行政処分

産業廃棄物処理業許可業者が、不法投棄や無許可営業といった違法行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、産業廃棄物処理業の許可の取消しや事業停止処分に加えて、法令違反を行った業者が許可申請を行った場合に不許可処分とする等の厳しい処分を行っています。

表 2-2 産業廃棄物処理業許可業者に対する行政処分件数（平成 16 年度）

処分内容	件数
許可取消	4件
不許可	6件
事業停止	2件

③ 許可申請等の審査・指導

産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の設置にかかわる業者からの許可申請に際しては、許可の要件や技術上の基準への適合状況を審査し、必要な指導を行っています。

④ 報告徴収

産業廃棄物処理業者や多量排出事業者から毎年一回、処理状況を報告させ、必要に応じて適正処理のための指導を行っています。

⑤ 市外からの産業廃棄物対策

市外からの流入する廃棄物を適正に処理するために、「北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱」を制定しました。（昭和 62 年 10 月 1 日施行）

この要綱による市外排出事業者からの事前届出により、市外から流入する産業廃棄物の量・性状などを把握するとともに搬入や処分の方法などの指導を行ってきました。

その後、平成 4 年 7 月の廃掃法改正に伴い、廃酸、廃アルカリ、廃油、感染性産業廃棄物、廃石綿などの特別管理産業廃棄物が新たに区分されたため、同要綱に基づき、市外から産業廃棄物を搬入する排出事業所に立ち入り、届出事項についての確認を行っています。

⑥ 紛争予防要綱の策定及び施行

平成 3 年 5 月、「北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係わる紛争の予防及び調整に関する要綱」を策定し、同年 9 月 1 日より施行しました。

この要綱は、産業廃棄物処理施設を設置する際に予想される、地元住民と設置者との生活環境

保全上の紛争を未然に防ぐこと、また、紛争が生じた場合に両者間の意見の調整をはかることを目的としています。

⑦ 優良業者表彰制度

産業廃棄物処理業の健全育成をはかり、地域社会への貢献と市民の信頼確保のため、産業廃棄物の適正処理、減量化、再資源化に積極的に取り組んでいる市内の産業廃棄物処理業者を優良業者として表彰する制度を平成10年10月からスタートしました。

平成16年度の第7回表彰式までに中間処理業者25社、収集運搬業者17社を表彰しました。表彰を受けた優良業者については優良業者ステッカーを交付するとともに環境局のホームページ、市が発行する産業廃棄物処理業者名簿に掲載しています。

⑧ 不法投棄防止パトロール

不法投棄防止パトロールは廃棄物の不法投棄を防止するために、市内の林道・海岸・土砂処分場など、不法投棄されやすい場所をパトロールカーで常時巡回し、発見した不法投棄物の撤去指導を行っています。パトロールは平日昼間だけでなく、夜間や土・日祝日にも行っています。

また、このパトロールでは苦情の原因となるような廃棄物の野焼きを防止する観点からも監視・指導を行っています。

表 2-3 パトロールによる不法投棄・野焼き等の指導等実績（平成16年度）

実施回数	口頭指導	文書指導
578回	148件	16件

⑨ 不法投棄等通報員

廃棄物の不法投棄の早期発見と未然防止のため市民94名を通報員に任命し、不法投棄や野焼きを発見した際に通報してもらっています。また、年2回程度、意見交換会やアンケートなどを実施し、不法投棄に関する意見などを聴取しています。

⑩ 不法投棄防止監視システム

市内の不法投棄されやすい場所のうち7箇所に監視カメラを設置しています。カメラにより監視している旨を表示した看板も設置しており、抑止効果を図ると共に、不法投棄者を特定する画像が撮影された場合は警察に告発する予定です。

⑪ 北九州市産業廃棄物許可業者検索システム

北九州圏内の産業廃棄物の適正処理を推進するために、北九州市の産業廃棄物許可業者の情報を提供するために北九州市産業廃棄物許可業者検索システムを構築し、より多くの人々に情報提供を行っており好評を得ています。

表 2-4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者（平成 17 年 3 月 31 日現在）

許可の区分 (産業廃棄物処理業者)	収集運搬業	処分業 (中間処理)	処分業 (最終処分)	計
処理業者数	2092	156	7	2255

許可の区分 (特別管理産業廃棄物処理業者)	収集運搬業	処分業 (中間処理)	処分業 (最終処分)	計
処理業者数	472	23	0	495

(3) 成果と課題

良好な生活環境の維持や循環型社会の構築のために、本市では、産業廃棄物の適正な処理を推進するために監視・指導の強化に努めるほか、消防との合同立入検査を行い、火災や事故の未然防止に努めています。また、不法投棄については、山間部等で多く見られた廃棄物の不法投棄が、近年は、市内のあらゆる場所へ「小規模・分散的」なものになっていることを受け、廃棄物排出事業者及び処理業者の処理状況や市内全域における不法投棄等の監視・指導を継続して行い、市民の生活安全への影響を最小にとどめるように努めています。

(4) 今後の取組

今後も廃掃法の規定に基づく主な排出事業者や処理業者に対する立入検査や報告徴収、不法投棄防止パトロール、「不法投棄等市民通報員」制度、不法投棄防止監視システム、北九州市産業廃棄物許可業者検索システムの活用などを通し、廃棄物の事業者処理責任の徹底と適正処理を推進し、生活環境の保全に努めていきます。

3 自動車リサイクル法

(1) 背景

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）は、使用済自動車に起因するシュレッダーダスト（自動車の残渣）やフロンなどによる環境問題を解決するためにリサイクル・適正処理を自動車メーカーや輸入業者に義務づけ、自動車所有者や、新車・中古販売業者、整備事業者、解体業者、破碎業者等の関係事業者の役割を定め平成 17 年 1 月から施行されました。

(2) これまでの取組みと成果

本市は、業者からの登録・許可申請に際しては許可の要件や各種基準への適合状況を審査し、登録・許可業者に対しては必要に応じて立入検査を行い、監視・指導を行っています。違法行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、許可の取消しなどの厳しい処分を行います。

同法の特徴として、電子マニフェスト（移動報告）制度を導入し、(財)自動車リサイクル促進センターの情報管理センターが、使用済自動車のリサイクル・処理の進行を監視しています。市内で不適切な処理が行う登録・許可業者がいる場合、同センターからの通報が入り、本市から

業者を指導する体制になっています。

表 2-5 北九州市内業者の登録・許可状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

業の種類	登録もしくは許可業者数
引取業者（登録制）	557
フロン類回収業者（登録制）	126
解体業者（許可制）	30
破碎業者（許可制）	7

(3) 今後の取組

今後、同法に基づき関連業者の登録・許可事務及び立入検査・指導を行い、使用済自動車のリサイクルの適正処理を推進していきます。

第 2 節 環境に配慮した事業活動の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

1 グリーン購入の推進

(1) 背景

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。

平成 12 年 6 月に「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入）」が制定され、平成 13 年 4 月より本格施行されました。これにより、国の機関はグリーン購入が義務付けられ、自治体には努力義務が課せられました。

このような背景のもと、循環型社会のモデル都市を目指す本市として、市民・事業者に率先し、より積極的にグリーン購入に取り組むため、平成 13 年 10 月に「北九州市環境物品等の調達の推進に関する基本方針（北九州市グリーン購入基本方針）」を策定・施行しました。

(2) これまでの取組と成果

平成 16 年度は本格施行から 3 年目となり 13 分野 143 品目を重点的に調達する品目と定め、品目ごとに、古紙配合率、再生プラスチックの使用率など具体的な判断の基準を定めて、全局の積極的な取組の結果、表 2-6 の達成率（調達品中の適合品の割合）となりました。

表 2-6 環境物品調達達成率

分野	紙類	文具類	事務機器類	OA機器	家電製品	照明	自動車	被服	インテリア・寝装	その他繊維製品	設備	役務	合計
達成率	99.7%	99.9%	99.9%	100%	99.5%	99.1%	100%	80.5%	100%	100%	100%	97.3%	99.4%

さらに、平成 17 年度は、下記の 14 分野 203 品目を、重点的に調達する品目と定め、平成 16 年度の結果から問題点を抽出し、更なる達成率上昇のため、取り組んでいきます。

- ①紙類【8】②文具類【79】③事務機器類【12】④OA機器【7】⑤家電製品【9】
⑥照明【2】⑦自動車【1】⑧消火器【1】⑨被服【1】⑩インテリア・寝装【9】⑪その他繊維製品【4】
⑫設備【4】⑬公共工事【62】⑭役務【4】

また、これら以外の物品等についても、グリーン購入を推進するよう定めています。

適用範囲

市長事務部局、企業局をはじめ市の全部局（外郭団体は基本方針に準ずる。）です。

また積極的な取り組みを促進するため、毎年度、品目別ごとに調達の目標を設定し、定期的
に取組状況の取りまとめを行い、毎年度、広く公表します。

表 2-7 北九州市におけるグリーン購入に関するこれまでの取組

平成 2年 3月	「再生紙導入等に係る実施要領」策定(コピー用紙への再生紙導入促進)
平成 7年12月	「グリーン購入ネットワーク」設立発起団体に参加
平成 8年 3月	「アジェンダ21北九州」策定
平成 9年10月	「グリーン購入フォーラムin北九州」を北九州市で開催
平成 9年11月	「再生紙の利用促進並びに再生紙使用の明記等について」通知
平成10年 6月	「北九州市役所の環境保全に向けた率先実行計画」策定
平成12年 3月	「グリーン購入フェアin北九州」開催
平成12年 3月	「ISO14001」認証取得
平成13年10月	「北九州市グリーン購入基本方針」策定
平成14年 4月	「北九州市環境物品等の調達の推進に関する基本方針」改訂
平成15年 4月	〃
平成16年 4月	〃
平成17年 4月	〃

(3) 課題と今後の取組

基本方針、市役所における取組成果等の情報を提供しながら、今後、この取組を市民・事業者
へとつなげ、グリーン購入を全市的な取組として広げていきます。

2 北九州市エネルギー長期ビジョン

(1) 背景

平成 11 年 3 月、「北九州市エネルギー長期ビジョン」を策定し、市役所のエネルギーの消費実態から、市役所内部のエネルギーの生産と消費について、今後どのような姿が望ましいのか、方策や事例の検証を行うとともに、新エネルギーの具体的な活用方策や省エネルギーの取組などを事例研究し、短期、中期、長期の取組内容とその方向を示しました。

表 2-8 北九州市エネルギー長期ビジョン（概要）

平成 10 年度から平成 24 年度までの 15 年間
① 短期 平成 10 ～ 14 年度
◇導入期…ビジョンで示した取組の具体化を検討
② 中期 平成 15 ～ 19 年度
◇推進期…ビジョンで示した取組を市役所全体に浸透・推進
③ 長期 平成 20 ～ 24 年度
◇普及…市役所内の取組を展開、市民への積極的な啓発
方向 1 ごみ発電の拡大と有効利用（自家消費の拡大・平成 9 年度比 2.5 倍）
方策 1：高効率ごみ発電システムの導入
方策 2：市内公共施設における自家消費の推進
方向 2 新たなエネルギー利用の推進（新エネルギー導入・平成 9 年度比 3.4 倍）
方策 1：太陽光・風力・水力発電導入の促進
方策 2：公共建築物における自然エネルギーの導入
方策 3：都市開発における自然エネルギーの導入
方向 3 省エネルギーの推進（平成 9 年度比 7%減）
方策 1：公共建築物における省エネルギーの推進
方策 2：省エネルギー普及啓発の推進
方向 4 その他
方策 1：政策・制度面を活用したエネルギー対策
方策 2：民間活力導入によるエネルギーコスト低減

(2) これまでの取組と成果

平成 10 年の皇后崎工場スーパーごみ発電稼働（平成 15 年 8 月末に発電量 10 億 kWh 達成）を始め、水道局の紫川水源地に太陽光発電（出力 150kW）を導入、その後、総合保健福祉センター、学校など公共施設に、太陽光発電装置約 280kW を設置しました。また、小水力発電や熱と電気を同時に供給するコージェネレーションなどの新エネルギーの導入を図ってきました。平成 14 年度には、リバーウォークで河川水利用による冷暖房を行う未利用エネルギー設備の導入を行いました。一方、民間の導入事例として、響灘風力発電事業、エコタウンにおける廃

棄物発電事業が稼働開始しています。

(3) 課題と今後の取組

今後は、平成19年の稼働を目指した新新門司工場における高効率発電の拡大及び発電電力の有効活用を推進すると共に、太陽光発電などの自然エネルギーや効率の高いのコージェネレーションシステムなどの導入をさらに推し進めます。また、次世代の燃料電池、バイオマスなどの新しいタイプの新エネルギーを視野に入れながら、省エネルギー推進との両輪で、地球温暖化対策を推進していきます。

表 2-9 新エネルギー等導入事例

	名 称	設置年度	出力(kW)	備 考
太陽光発電	紫川水源地	H10年	150	施設電力として利用
	学術研究都市	H12年	150	施設電力として利用
	熊西小学校	H16年	4	施設電力として利用
	エコタウンセンターアネックス	H14年	10	施設電力として利用
	海峡ドラマシップ	H14年	20	施設電力として利用
	その他		98.7	
	計		432.7	
小水力発電	ます淵発電所	H6年	520	施設に電力を供給し残りを売電
	油木発電所	H8年	780	施設に電力を供給し残りを売電
	頓田発電所	H10年	68	施設電力として利用
	計		1,368	
廃棄物発電	新門司工場	S52年	1,500	施設に電力を供給し残りを売電
	日明工場	H3年	6,000	施設に電力を供給し残りを売電
	皇后崎工場スーパーごみ発電	H10年	36,300	施設に電力を供給し残りを売電
	計		43,800	
廃棄物熱利用	東折尾地区廃棄物熱供給	H12年	9,792GJ/年	皇后崎工場から再開発地域へ蒸気による熱供給
コージェネレーション	食肉センター	H11年	270	電気と熱を同時に供給
	門司病院	H12年	150×2	電気と熱を同時に供給
	若松病院	H14年	110×2	電気と熱を同時に供給
	その他		960	
	計		1750	
燃料電池	学術研究都市	H12年	200	施設電力として利用
温度差エネルギー	リバーウォーク北九州	H14年	59,640 GJ/年	紫川河川水利用による冷暖房 注)GJ:ギガジュール

表 2-10 省エネルギー導入事例

施設名	導入設備名	導入年度	省エネ効果	備 考
本庁舎	省エネ型エレベーター	14,15年	約30%	
	トイレ照明	14年～	—	センサーによる自動点灯
新築・改修施設	高効率照明器具	8年～	約25%	標準品として導入
浄化センター	汚泥掻き寄せ機	8年～	—	材質の軽量化による動力低減
穴生浄水場	インバーター制御ポンプ	13年	約8%	周波数制御による動力低減

3 ISO14001 による取組

(1) 背景

ISO14001 とは、国際標準化機構 (International Organization for Standardization, 194年に設立された、スイスのジュネーブにある民間団体) のことであり、商品とサービスの国際的な

互換性を確保するために設立された機関です。これまで、ねじ、フィルム感度（ISO400）等の数多くの国際規格を認証しています。

「ISO14001」は平成8年9月に策定された環境保全に関するマネジメントのためのシステムであり、環境汚染物質や二酸化炭素等の地球温暖化の原因となる物質等の環境負荷を軽減するための取組を、組織の全職員が参加し、各々の役割や責任の範囲のなかで実行していくものであり、その特徴は「計画→実施→点検→見直し」のサイクルの中で取組をマネジメントすることにより、継続的な環境改善が図れることにあります。

本庁舎における環境保全活動をより確実に実行していくため、平成12年3月に認証を取得し、平成15年3月には認証を更新し、目的目標を見直しました。

さらに、環境科学研究所においても、平成15年7月に認証を取得しました。

(2) これまでの取組と成果

表 2-11 ISO14001 による取組

区分	本庁舎	環境科学研究所
計画年次	平成12年度～平成17年度	平成15年度～平成17年度
適用範囲 目 標	北九州市役所の本庁舎すべての事務部局の事務活動に適用され、その目標として、エコオフィスを目指す。	環境及び保健衛生に係る試験・検査及び調査研究等全ての事業活動に適用される。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ①市役所からはじまるエコオフィスへの挑戦 ②市職員の環境に対する意識の醸成 ③市民・事業者への活動の拡大 ④「世界の環境首都」の実現を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ①市民の安全と快適を追及する研究所 ②地域経済と次世代に貢献する研究所 ③地球環境の保全に貢献する試験検査、調査研究への取組 ④市民、事業者の活動への支援 ⑤「世界の環境首都」の創造を目指す
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 地球環境問題の解決や公害の防止に向けて、本庁舎における事務事業の環境への負荷を継続的に低減するために、下記の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガスの使用量の削減など、省エネルギーの推進 ・ごみの減量化、節水などの資源節約 ・古紙回収など資源循環、リサイクルの推進 ・グリーン購入の推進 ② 関連する環境法規制や条例、規則、その他これらに類する約束事を確実に遵守する。また、職員全員が環境方針を認識し、目的目標を定め、見直しを行いながら、汚染の予防、防止に努め、確実かつ継続的に改善を図る。 ③ 全職員が環境方針を理解し、環境へ配慮した活動を実践できるように研修を行い、意識の定着を図る。 ④ 環境マネジメントシステムに基づく実践活動の成果を広く内外に公表し、市民・事業者の環境保全活動への取組の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境保全に役立つ調査研究を推進する。 ② 環境関連の法律、条令等を遵守する。 ③ 有害化学物質による環境汚染を防止するため、薬品類の適正な使用と管理を行う。 ④ 環境への負荷を継続的に低減するため、省エネルギー、省資源及び廃棄物の削減、リサイクル並びにグリーン購入を推進する。 ⑤ 市民はもとより広く内外に、環境問題改善のために有益な研究成果や環境保全に関する情報を提供する。 ⑥ 上記のことを達成するため、環境目的と目標を定め、見直しを行いながら、汚染の予防と防止に努め、環境マネジメントシステムの確実かつ継続的な改善を図る。

本庁舎では平成14年度更新後のISO14001の1年間の取組により、二酸化炭素の排出量を約274トン、経費を約1,454万円削減しました（表2-12参照）。

また、環境科学研究所では、環境目的に掲げている環境保全のための調査研究を推進し、その成果をアクア研究センター研究発表会で市民に発表するとともに、平成16年度は、46件の学会、論文発表等を行いました。さらに、研究所の環境方針を英訳するなど、ISOの取組を環境国際研修に活かしています。

2 これまでの取組と成果

現在、本市のエコタウン事業は、響灘地区及び洞海湾地区を中心に展開しています。

特に、響灘地区は本市エコタウン事業の拠点となっており、ここにはさまざまなリサイクル工場が集積する「総合環境コンビナート」や、市内の中小・ベンチャー企業が集積する「響リサイクル団地」などの事業化エリアをはじめ、リサイクルや環境保全など新たな技術開発や実証試験の場である「実証研究エリア」があり、数多くの事業や研究開発が行われています。

また、洞海湾地区は、鉄鋼や化学、窯業など多くの工場が集積しており、既存の産業インフラの有効活用による新たな事業の創出が期待される地域です。

このように、環境産業の立地に最も適した地域にて、技術開発・実証研究から事業化に至るまでの総合的な展開を以下のとおり図っています。

(1) 実証研究エリア

福岡大学資源循環・環境制御システム研究所を中心として、焼却灰、プラスチック、食品残渣などのリサイクル技術や最終処分場の管理技術などについて、産・学・官が連携しながら研究を行うエリアで、現在（平成17年3月末）、17の施設が立地しています。

【研究施設】

プロジェクト名	概要	備考
福岡大学 資源循環・環境制御システム 研究所	資源循環型社会をめざして、廃棄物の処理技術・リサイクル技術 及び環境汚染物質の適正な制御技術を産学官で共同研究。	平成10年4月開設
閉鎖型最終処分場実証研究 施設 [(株)フジタ]	最終処分場をコンクリートドームで覆うことにより、浸出水、粉 じん、悪臭などの外部への影響を低減させる研究。	平成10年9月開設
九州工業大学エコタウン実 証研究施設 [九州工業大学]	都市ごみから製造されたポリ乳酸(バイオマスプラスチック)に ついて、使用後における他のプラスチックとの分別を伴うケミ カルリサイクル技術とその製造過程で発生する残さの肥飼料化 等の実証研究。	平成13年4月開設
完全無放流型最終処分場の 実証研究施設 [横河ブリッジ]	最終処分場の遮水シートの代わりに鋼板を使用し、更に屋根を 付設することにより、浸出水をコントロールする実証研究。	平成11年11月開設
おから等の食品化技術の実 証研究施設[興島電設]	豆腐製造過程で排出されるおから等の食品残さを乾燥し、食品 等に再利用する実証研究。	平成12年8月開設
飛灰の無害化処理に関する 実証研究施設 [福岡大学、環境テクノス、 九築工業]	飛灰と薬剤を混合し、加熱処理(300℃程度)することで、飛灰中 のダイオキシン類及び重金属を無害化する実証研究。	平成12年10月開設
廃棄物無害化処理システム 実証研究施設 [WOWシステム研究会 (幹事会社:神鋼パンテック)]	廃棄物を洗浄することで、塩分や有害物質を高度に分離・除去処 理し、埋立処分するシステムの実証研究。	平成13年12月開設
食品ゴミのバイオマスプラ スチック化実証事業 [北九州産業学術推進機構、 荏原製作所ほか]	バイオマスプラスチックの原料となる乳酸を食品系廃棄物から 効率的に製造する技術の実証研究。	平成15年2月開設
誘導加熱式乾留炉を用いた 複合金属リサイクル技術実証 研究施設 [アールニッセイ、日青 鋼業、富士電機]	電磁式誘導加熱装置を用いた金属加熱炉で空き缶等の金属製品 から高品位のアルミやスチールに高効率でリサイクルする技術 の確立及びスクラップアルミ箔のリサイクル技術の確立と製品 化の実証研究。	平成15年11月開設
最終処分場の早期安定化 技術開発実証研究施設 [西日本環境リサーチ、 福岡大学、クボタ]	最終処分場の再生と早期廃止を目的とした、汚染物質の原位置 分解による安定化技術の実証研究。	平成15年12月開設
新日本製鐵(株) 北九州環境技術センター	国内の大学や研究機関、企業と連携して、処理困難物の汎用処理 技術や動脈プロセスを活用したリサイクルシステムなど、環境 関連のテーマを幅広く研究する。	平成16年7月開設
高感度光触媒型漆喰成形体 実証研究 [田川産業、福岡大学、ノー スウェスタン大学ほか]	ホルムアルデヒド等による室内環境汚染を光触媒でコーティン グした漆喰成形体で浄化する技術の実証研究。	平成16年10月開設
バイオマスプラスチック原 料製造施設 [北九州産業学術推進機構、 荏原製作所ほか]	電源開発(株)内で先行して実証研究が進められている「木質資 源循環利用技術開発実証事業施設(リグノフェノール製造実証 施設)」において、廃棄物として排出されている硫酸・糖液(糖硫 酸)を受け入れ、糖と硫酸に分離し、分離した糖から精製、発酵し て乳酸を得る技術の実証研究。	平成17年2月開設

【福岡県リサイクル総合研究センター実証試験地】

<p>焼酎かすの高度リサイクル技術の開発 ((株)九州メディカルほか H14年度FRC共同研究プロジェクト) …焼酎かすを主原料として、ウイルス性殺虫剤、魚類用飼料等を製造する技術開発</p>
<p>廃FRP漁船高度利用技術の開発 ((独)水産総合研究センター、九州大学、福岡県、大分県ほか H14年度水産庁委託事業) …廃FRP漁船を原型のまま焼成炭化して、漁礁材等の高機能資材に変換する技術の開発</p>
<p>有害灰類の無害化・資源化技術の開発 (住友金属鉱山ほか H15年度(財)国際環境技術移転研究センター補助事業) …熔融飛灰等有害灰類をロータリーキルンで焼成処理することで無害化し得られる焼成ペレットを、建設資材・土木資材等有効利用する技術を開発</p>

【実証研究終了分】

<p>■廃プラスチックリサイクル技術実証研究施設(CJC、日立製作所) H11.10月開設 [NEDO受託事業] H13.3月終了</p>
<p>■焼却灰の無害化リサイクル技術実証研究施設(熊谷組、エコプラント、溶融資源) H11.8月開設 H13.12月終了</p>
<p>■焼却灰リサイクル技術実証研究施設(栗田工業) H9.10月開設 H13.12月終了</p>
<p>■耐塩性遮水層(高炉スラグ利用)の構築技術実証研究施設(間組、新日鐵) H11.11月開設 [NEDO受託事業] H14.11月終了</p>
<p>■廃棄物最終処分場遮水機能診断・修復システム実証研究施設(M&R研究会 代表幹事:大成建設) H10.10月開設 H15.3月終了</p>
<p>■溶融スラグの有効利用と処分場の安定化促進実証研究施設(大林組、奥村組、三井造船、タクマ) H12.6月開設 H15.3月終了</p>
<p>■廃コンクリート・リサイクル技術実証研究施設(竹中工務店、栗本鐵工所、麻生セメント) H12.8月開設 H15.3月終了</p>
<p>■再資源化建設資材実用化実証研究施設(熊谷組、ガイアートクマガイ) H12.9月開設 H15.3月終了</p>
<p>■廃棄物資源化実証研究(新日鐵) H12.4月開設 H15.3月終了</p>
<p>■油汚染土壌浄化技術実証研究(熊谷組、住友海上リスク総合研究所、住化分析センター、九州テクノリサーチ) H12.9月開設 H15.3月終了</p>
<p>■最終処分場実証研究施設(熊谷組) H13.1月開設 H15.3月終了</p>
<p>■ガラスカレットのリサイクル技術実証研究施設(ホッシーファミリージャパン) H12.8月開設 H15.8月終了</p>
<p>■灰リサイクルシステム実証研究(灰リサイクルシステム研究会、横河ブリッジ) H16.2月開設 H17.3月終了</p>

【リサイクル事業】

プロジェクト名	概要	備考
<p>おから・食品残さリサイクル事業 [北九州食品リサイクル協同組合]</p>	<p>食品リサイクル法に対応し、おからや食品残さを、豆腐製造業者と異島電設(株)で共同開発した『おから乾燥機』で乾燥し、乾燥おからは、食品の原材料(菓子・ハンバーグ、天ぷら粉の代替材)等へ、乾燥おからと乾燥食品残さのブレンド品は飼料等へリサイクル。</p>	<p>平成13年10月操業開始</p>
<p>発泡スチロールリサイクル事業 [西日本発泡スチロールリサイクル(株)]</p>	<p>使用済み発泡スチロールを破砕し、遠赤外線によって熱減容して顆粒状にし、軽量コンクリート骨材や軽量土、断熱材の原料としてリサイクル。</p>	<p>平成13年11月操業開始</p>

(2) 総合環境コンビナート

各種リサイクル工場等を集積したゼロ・エミッション型コンビナートのモデルとして形成を図っているエリアで、すでに8施設（ペットボトル、OA機器、自動車、家電、蛍光灯、医療用具、建設混合廃棄物（2施設）のリサイクル工場）が操業しています。

また、その他のリサイクル事業についても、事業化に向けた検討が行われています。

プロジェクト名	概要	備考
ペットボトルリサイクル事業 〔西日本ペットボトルリサイクル(株)〕	「容器包装リサイクル法」に基づいて、市町村が分別収集するペットボトルをリサイクルして、繊維などの原料となる再生PET樹脂を生産。	平成10年7月操業開始
OA機器リサイクル事業 〔(株)リサイクルテック〕	使用済みのOA機器(コピー機、ファクシミリ、プリンター、パソコン)を分解し、高度に選別することにより、高品質の再使用部品や再生原料を生産。	平成11年4月操業開始
自動車リサイクル事業 〔西日本オートリサイクル(株)〕	「自動車リサイクル法」に基づき、リサイクル率の向上とオイル・フロンなどの適正処理を進め、高度な分解・選別技術により高品位鉄スクラップ・再利用部品・再生原料を生産。	平成12年2月操業開始
家電リサイクル事業 〔西日本家電リサイクル(株)〕	「家電リサイクル法」に基づき、家庭用電気機器4品目(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機)を高度に分解・選別することにより、高いリサイクル率の達成とフロンの適正処理を進め、高品位の再生原料を生産。	平成12年4月操業開始
蛍光管リサイクル事業 〔(株)ジェイ・リライツ〕	使用済み蛍光管から蛍光体、ガラス、金属などを分別し、再利用原料を回収し、リサイクル蛍光管を製造。	平成13年10月操業開始
医療用具リサイクル事業 〔麻生鉱山(株)北九州事業所〔エコノベイト響〕〕	医療用具を破碎・高周波処理・分別し、プラスチック類を原料に収集容器を製造するとともに、固形燃料(RDF)やセメント燃原料としてリサイクル。	平成14年9月操業開始
建設混合廃棄物のリサイクル事業 〔中山リサイクル産業(株)、(株)響エコサイト〕	建設現場から排出される混合廃棄物を高度に選別し、再利用原料を生産。	平成14年8月操業開始 (中山リサイクル産業) 平成14年11月操業開始 (響エコサイト)
複合中核施設の整備 〔北九州エコエナジー(株)〕	エコタウン企業から排出されるリサイクル残さや自動車のシュレッダーダストなどを熔融処理し、廃棄物をコンクリートブロック等の原料にリサイクルするとともに、処理の過程で発生する熱を利用して発電を行い、エコタウン企業へ供給する。	平成15年6月着工 平成17年4月 操業開始予定

(3) 響リサイクル団地（中小・ベンチャー企業のリサイクル事業を支援するエリア）

市内の中小・ベンチャー企業が先駆的な技術や斬新なアイデアを駆使してリサイクル事業に取り組むことを支援するエリアで、フロンティアゾーンと自動車リサイクルゾーンに分かれています。

フロンティアゾーンでは、平成11年夏に地元企業に対して公募を行い、審査の結果、内定を受けた企業が、独創的・先駆的なアイデアを活かし、平成13年度以降、順次、操業を開始しています。

また、自動車リサイクルゾーンは、市街地に点在する自動車解体業者が集団で移転し、より適正で効率的な自動車リサイクル事業を実施するもので、中古部品販売業や解体スクラップ業などの7社で構成する北九州ELV協同組合を事業主体に平成14年5月に操業を開始しました。

【フロンティアゾーン】

プロジェクト名	概要	備考
食用油リサイクル事業 〔九州山口油脂事業協同組合〕	外食産業や食品工場などから出る廃食用油を精製し、塗料原料、飼料原料、薬品・化粧品原料、液体石鹸、軽油代替燃料(車の燃料、発電用燃料等)にリサイクル。	平成14年2月操業開始
洗浄液・有機溶剤リサイクル事業及び廃プラスチックリサイクル事業 〔高野興産(株)〕	①半導体部品の洗浄液や化学品・医薬品の精製など出る有機溶剤を蒸留し、再び高純度の洗浄液・有機溶剤等にリサイクルする事業。② 廃プラスチックから再生重油を精製し、有機溶剤の蒸留における燃料等にリサイクル。	平成14年4月操業開始
古紙リサイクル事業 〔(株)西日本ペーパーリサイクル〕	古紙を破碎し、家畜用敷き料等にリサイクル。	平成14年7月操業開始
空き缶リサイクル事業 〔(株)北九州空き缶リサイクルステーション〕	飲料缶を鉄とアルミに高度に分離し、高品位の製鉄原料等にリサイクル。	平成15年4月操業開始

【自動車リサイクルゾーン】

プロジェクト名	概要	備考
自動車リサイクル事業 〔北九州ELV協同組合(市内企業7社で構成)〕	市街地に点在する自動車解体業者が集団で移転し、より適正で効率的な自動車リサイクル事業へ取り組む。(中小企業基盤整備機構の高度化事業)	平成14年5月操業開始

(4) その他の地区

「エコタウン事業第2期計画」に伴い、平成14年9月にこれまでのエリア(実証研究エリア・総合環境コンビナート・響リサイクル団地)から響灘東部地区全体に事業エリアを拡大し、従来のリサイクル事業に加え、リユースやリビルド事業など新たな事業展開を推進しています。

さらに平成16年10月には、北九州市全域に事業エリアを拡大しました。これにより、鉄鋼や化学工業など多くの工場群が集積する洞海湾地区等の既存インフラの活用や連携による新たな環境産業の創出を進めています。

【響灘東部地区】

プロジェクト名	概要	備考
パチンコ台リサイクル事業 〔(株)ユーコープロ〕	全国各地から収集される廃パチンコ機・廃パチスロ機を分別・解体し、部品回収及び再生利用原料の製造を一貫して行う。	平成14年11月操業開始
風力発電事業 〔(株)エヌエスウインドパワーひびき〕	日本初の港湾地区における風力発電事業。発電能力は西日本最大級で、電気は九州電力に売却。	平成15年3月操業開始
プリンター・トナーカートリッジのリユース事業 〔(株)ベストン北九州〕	官公庁や事業所から排出される使用済みトナーカートリッジを回収し、分解洗浄後トナーを充填し、品質検査を行った後、リユース・トナーカートリッジとして販売。	平成15年4月操業開始
廃木材・廃プラスチックリサイクル事業 〔(株)エコウッド〕	廃木材と廃プラスチックを混合し、耐水性・耐候性の高い建材を製造。	平成15年5月操業開始
飲料容器のリサイクル事業 〔コカコーラウエストジャパン(株)〕	自社自動販売機横に設置してあるダストボックスから回収される缶やペットボトルを、ビン等の空き容器を選別し、各種原料としてリサイクル。	平成15年10月操業開始

【洞海湾地区】

事業名	事業主体	事業内容
製鉄用フォーミング抑制剤製造事業 【建設中】	九州製紙(株)	自社の製紙工程から発生する製紙汚泥を乾燥・造粒し、製鉄業のフォーミング抑制剤としてリサイクルする事業 ■処理能力 20,000トン/年
OA機器のリユース事業 【予定】	(株)アンカーネット ワークサービス	リース会社や一般企業、官公庁で不要となったOA機器(主にパソコン)を買い取り、検査・データ消去・クリーニングなどの作業を施した後、中古パソコン販売店舗等に販売する事業 ■処理能力 12,000台/年(リユース台数)

(5) 北九州市エコタウンセンター

エコタウン事業を生きた教材とした環境学習拠点として、また、エコタウン全体の中核的施設として、実証研究エリア内に北九州市エコタウンセンターを平成13年6月に開設しました。

平成15年7月には、市内にある環境関連企業の紹介等を行う展示ホールや各種研修等を行うセミナールームを備えた別館を、平成16年2月には、研究支援を目的として、環境学習施設を備えた賃貸型の廃棄物研究施設を整備しました。

〈エコタウンセンターの機能〉

- ① 市民をはじめとする環境学習 ② 視察者の対応 ③ 実証研究活動の支援
- ④ 環境・リサイクル技術、製品の展示 ⑤ エコタウン事業の総合的な環境管理
- ⑥ 市内環境産業のPR ⑦ 環境関連の研修、講義の実施

実証研究エリア



総合環境コンビナート・響リサイクル団地



3 今後の取組み

「エコタウン事業第2期計画」を着実に推進するため、新たな実証研究や事業誘致に積極的に取り組むとともに、既存産業インフラの利活用や企業間等の連携によるビジネス展開の推進、また市内企業のグリーン化等を支援します。

(1) 既存産業インフラの利活用や企業間等の連携による新たなビジネス展開

市内の既存産業インフラの利活用や企業間あるいは産業圏と生活圏の連携により、地域レベルでの省エネ・省資源等を実現する「北九州エコ・コンビナート構想」を推進し、廃棄物や副産物の資源循環や未利用エネルギーの有効活用による新たなビジネス展開や新規事業誘致を目指します。

(2) 市内企業のグリーン化支援

市内産業・技術分野の取り組みや成果の中から、環境負荷が低い商品・技術・サービス等を選定する「北九州エコプレミアム産業創造事業」を実施し、市内産業界全体の環境配慮活動を促進していきます。

また、市内企業の ISO 取得やエコアクション 21（中小企業対象の簡易版 ISO）の取得を促進していきます。

(3) 環境分野の人材創出

環境分野の優れた人材の創出を目的とした「九州環境技術創出道場」を開設し、本市を拠点に九州地域の廃棄物問題に対応できる総合的な技術者、環境ビジネスリーダーの育成を図ります。

(4) 環境分野の技術開発に対する助成

環境産業の振興を図り、環境分野の課題の解決に先導的役割を果たすことを目的とした「北九州市環境未来技術開発助成制度」により、市内中小企業等に技術開発の機会を提供するとともに、本市における環境分野の技術の集積を推進します。

(5) 廃棄物等の再資源化・有効利用をアシスト

市内企業から排出される廃棄物や副産物を地域全体で循環し資源化するために、コーディネーター等の目利き人材が仲介する「北九州資源循環ネットワーク」を運用し、リユース・リサイクル・減量化を推進したり、より安価な資源循環システムの構築を目指します。

第4節 市民・事業者・行政の参加と協働 ●●●●●●●●●●●●●●●●

1 環境教育の推進

(1) 背景

今日の環境問題は、ゴミ処理などの身近な問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模の問題まで複雑・多様化しているのが現状です。この環境問題に対処するには、市民・事業者・行政が互いに連携・協力し、一人ひとりがライフスタイルと事業活動のあり方を見直しながら、環境にやさしい取組を自発的に勧めていくことが重要です。そのために本市では、人間と環境の関わりや環境問題についての理解と認識を深め、実践活動につなげてもらうための環境教育・環境学習事業の実施や環境学習拠点の整備、市民・環境NGO・事業者の自発的な活動の促進やその支援に取り組んでいます。

(2) これまでの取組と成果

① 環境ミュージアム

「環境未来都市」の創造をまちづくりの目標に掲げる本市に、市民のための本格的な環境学習・活動交流の総合拠点となる「北九州市環境ミュージアム」を平成14年4月6日に八幡東区東田に開設しました。

鉄筋コンクリート造・鉄骨造の2階建て、敷地面積4,100㎡、建築面積1,598㎡、延べ面積2,061㎡で、展示コーナーでは、北九州市の公害克服の歴史やさまざまな地球環境問題、それを防止するための環境技術について詳しく紹介しています。情報ライブラリには、書籍約2,800冊・ビデオ約260本などを揃え、パネルや実験器具などとともに貸し出しも行っており、学校の授業など各種の環境教育事業に活用されています。

平成16年度の利用者数は、103,919人でした。

利用者数

種別	個人利用(有料)		団体利用(有料)		無料	情報ライブラリ	合計(人)
	大人	子供	大人	子供			
人数	6,108	2,398	2,722	12,486	31,046	49,159	103,919

② 環境ボランティアの育成

環境教育の拠点施設である環境ミュージアムにおいて、市民からボランティアを募集し、環境に関する知識や環境学習の指導者としての技能取得のための研修を実施しました。

また、環境ボランティア自らの企画で環境学習プログラムを作成・実施し、小学校や市民センター等に出張してプログラムの提供を行う等、北九州市域全体で、市民の環境保全の意識を高め、環境学習・活動を推進する役割を担う市民環境リーダーの育成が進んでいます。

③ 北九州こどもエコクラブの活動の推進

「こどもエコクラブ」とは、小中学生が自主的に環境に関する学習や活動を行うクラブです。

主な支援内容は、環境学習に関する教材や情報の提供、交流と学習を兼ねた宿泊交流会の開催やその指導者「サポーター」を育成するための研修会の実施などです。

平成16年度は84クラブ、2,598名の小中学生が活動し、市内の多くのこどもたちの自主的な環境活動が促進されました。

北九州こどもエコクラブは、創設以来会員数が常に全国で1～3位であり、クラブ同士の交流やサポーターの育成に力を入れている点が評価され、平成17年3月に行われたこどもエコクラブ全国フェスティバルにおいて、環境大臣から感謝状を授与されました。

④ 環境教育副読本のシリーズ化

環境について学ぶ総合的学習プログラムに基づいて、幼児から中学生それぞれの発達段階に応じた環境教育副読本を平成12年度から作成し、平成14年度に5段階シリーズ化が完成しました。

平成15年度は、小学生用副読本の教師用指導書3種類と、幼児用の大型環境絵本を作成、平成16年度は、幼児用絵本の点字本と音声CDセットを作成し、さらに小学校低学年用副読本を大きく改訂しました。これらの副読本は、教育現場で総合的な学習などの教材に積極的に活用されています。

(3) 課題と今後の取組

市民環境リーダー育成の拡充や、こどもエコクラブの活発な活動促進、環境教育副読本のより効率的な利用法等が課題であり、今後、環境教育・環境学習の一層の推進を図りたいと考えています。

2 パートナーシップによる環境保全活動

(1) 北九州エコステージ2004

① 背景

平成13年に開催した北九州博覧祭2001では、ゼロエミッション型社会に向けたモデル事業として、環境に配慮した会場づくりや環境に関する最新技術の展示など先進的な取組を行い、本市の環境未来都市づくりの方向性を広く内外に示しました。また、博覧祭の企画や運営において、多数の環境ボランティアや市民団体が主体的な取組を行うことを通じて、「北九州市の環境は市民みんなで築き上げていく」という市民意識と一体感が育まれました。

北九州エコステージは、こうした博覧祭における成果を継承し、「世界の環境首都」を目指した取組へと発展させるため、毎年10月の約1ヶ月間、市民団体や事業者などで構成する実行委員会を中心にして、様々な環境活動に取り組む環境行動強化月間です。

エコステージでは、日頃から環境活動を行う市民団体などの活動発表や市民が環境活動を実践するきっかけづくりの場として、市民主体で企画・実施する事業を中心にした環境関連行事を市内各所で開催しています。

② 平成16年度の実行事内容

平成16年度は、10月3日から11月14日の43日間、「世界の環境首都を目指して一つつながる。

ひろがる。「エコライフ」をテーマに、多くの市民が参画し、70行事を実施しました。その主な行事は次のとおりです。

ア 環境首都づくり宣言&エコステージ開会式（オープニング行事）

開催日：平成16年10月9日（土）

内 容：環境首都グランド・デザインの発表

環境首都を目指すために、市民や企業から出された1,000件以上の意見・提案を、環境首都創造会議でまとめ、グランド・デザインとして市民に発表しました。

第2回北九州市環境賞授賞式

環境企業として世界のトップと認められる、豊田章一郎氏に環境賞を授与し全国的に知らしめることができました。

環境首都づくり&エコステージキックオフ宣言

イ まち美化でギネスに挑戦「史上最大のごみ拾い大作戦」

開催日：平成16年10月3日（日）

会 場：北九州市内全域

内 容： ごみを捨てないことに気付く意識啓発のため、「ギネスに挑戦」というわかりやすい目標を設定し、市民いっせいまち美化活動を実施しました。市民センター、小・中学校、公園など市内1,448ヶ所にごみ集積場所を設け、多数の個人参加者に加え、衛生協会、自治会、公園愛護会など969団体が参加しました。その結果、参加者は74,206人（ごみ259.8トン）となり、一日に集まったごみ拾いボランティアの人数の世界記録を達成し、広く市民のまち美化意識を高めることができました。

ウ エコスタイルタウン

開催日：平成16年11月6日（土）・7日（日）

会 場：西日本総合展示場新館・周辺広場

内 容： 日頃から環境活動に取り組む市民団体・企業などが集結し、「スローフードに味わうゾーン」や「海・山・川を守るゾーン」などの9エリアにゾーニングし、有機野菜の市場や食のコーナー、環境商品の展示・販売、リサイクル工作教室など日常生活に密着した環境にやさしいライフスタイルを提案する出展行事を行いました。開催当日は、45出展・行事に31,600人の市民が参加し、市民団体・企業・学校と市民との交流、参加団体相互の交流により、環境活動の拡大につながるきっかけになりました。

③ 成果

ア 市民生活に密着したわかりやすいテーマの行事に市民団体、企業、学校、行政が協働で取り組み、多くの市民が参加しました。こうした取組を通じて、“行動する”大切さを多くの市民に体感してもらうことができ、日常に根付いた活動への気運が芽生えました。

イ 行事数は前回の57行事から70行事に増加、企画・実施に携わる参画者数は4,575名から7,871名に増加しました。環境NPOなど従来の環境問題に取り組んでいる層に加え、福祉団体や障害者グループ、留学生など分野を越えた団体の参加がありました。活動が芸術や音楽、演劇など文化的な領域にも拡がり、特に流行な若者を中心にした層がライフスタイルに環境を取り入れはじめました。

ウ 70 行事に延べ 252,464 名の市民が参加し、市民団体・企業・学校・行政と市民との“顔の見える”交流が行われ、地域単位の活動への新たな市民参加や行事に参加した市民が団体メンバーに加入するなど、環境活動の拡大につながるきっかけになりました。

エ 市民団体に加え、企業の参加が前回の 111 団体から 308 団体に増えました。とりわけ、「まち美化でギネスに挑戦」にマスメディアや企業が協賛するなど、企業のまちづくりへの関わり方を新たに見出すことができました。また、ワーキンググループ活動などを通じて団体が交流し、新しい活動拡大のきっかけになりました。

④ 課題と今後の取組

ア 新たなエコステージの仕組づくり

(ア) 開催期間の見直し、市民、企業等の参加の仕組みの検討

従来の 1 カ月の開催期間では行事が集中し、参加を見送団体があるので、開催期間に幅を持たせ、市民、企業等が参加しやすいしくみを検討します。また、今後は「ギネス」で得た経験をいかし、市民や地域団体、企業等のそれぞれの「まち美化」活動へと発展させていきます。

(イ) 推進体制の充実

市民団体への十分な活動支援を行うため、事務局体制の強化、財源確保など、新たなエコステージの推進体制について検討します。

(ウ) 市民への十分な広報 PR

エコステージの広報 PR を効果的に行うため、ポスター、パンフレット、ホームページなどの広報手段に加え、今回同様、マスメディアと連携した行事を実施します。

(エ) 若者や企業の参加促進

今後も更に取り組の我が拡がるよう、ファッションや音楽、食などの若者が取り入れやすい分野の活動促進に向けた働きかけを行います。また、より一層の企業参加を促すため、企業協賛や社会貢献活動の場の提供など、企業参加のしくみについて検討します。

イ 環境に貢献することがメリットとなる仕組づくり

(ア) 楽しく参加できる仕組み

「楽しそうだから参加する。参加している人が楽しそうだから参加する。参加したら楽しかったからまた参加する。」といった「楽しい」という内発的動機付けが働くように工夫します。

また、「ポイントがもらえて得をするから参加する。ポイントが貯まると嬉しくなるからまた参加する。ポイントを使用して得をしたからまた参加する。」といった参加への経済的動機付けも働くように工夫します。

(イ) 環境への取り組みが目に見える仕組

励みとなって取り組みが促進されるように、環境への取り組みの成果（活動の自己評価、他人との相対評価、地域全体の成果など）を解りやすく表現します。

ポイントの基準については、環境改善効果や活動時間など、誰もが納得しやすい根拠に基づくものとなるようにします。

ウ 市民が主体となって環境活動に参加できる仕組みづくり

市民、NPO が主体となって運営していくことによって、市民の参加、団体の支援、ひいては全市民を巻き込んだ環境活動を実現させる仕組みとします。

また、環境 NPO 等の団体が企画する環境活動、イベントへ市民が参加することをきっかけに、その活動に興味を持ち、さらに積極的な活動を始めるなどの展開につながるように工夫します。

エ 経済活動と環境活動を融和させる仕組みづくり

地域の商店や商店街と市民とをつなぐ仕組みとします。マイバッグ運動など、市民が商店や商店街の活動に参加することによって、地域の商店での買い物が増え、地域内資源の循環につながっていく仕組みとします。

また、市民と事業者との顔の見える関係が築き直され、事業者が市民の健康や地域の環境問題の解決に貢献するなど、企業市民として地域への参画が促進される仕組みとします。

(行事一覧)

	事業名	開催日(H16年)	会場	主催
オープニング事業	環境首都づくり宣言&エコステージ開会式	10/9(土)	北九州国際会議場	エコステージ実行委員会
	まち美化でギネスに挑戦	10/3(日)	市内全域	エコステージ実行委員会
シンボル事業	エコスタイルタウン	11/6(土)7(日)	西日本総合展示場新館	エコステージ実行委員会
	わっしょいキレイにし隊	8/8(日)	わっしょい百万夏祭り会場周辺	(社)北九州青年会議所
地域・テーマ別事業	演劇公演「夜壺」	9/5(日) 9/12(日)	東田第一高炉横 特設テント会場	うずめ劇場
	第9回 金山川アートギャラリー	9/20(月) 10/16(土)	金山川河岸	金山川アートギャラリー実行委員会
	[e]-style paper(イー・スタイル・ペーパー)	“9月20日号-10月10日号 -10月30日号”	編集工房 櫻の森(小倉北区)	“e-style Media Team(E.M.T.)、(株)おーぼす[おいらの街]、 (株)サンマークNasse編集北九州支社[Nasse]、 (株)ゼンリンデータコム-i-project[バクバクパーク]、 (株)T.O.S[ボス]、西日本リビング新聞社 北九州支店[リビング北九州]、編集工房 櫻の森”
	アートをたずねる月 Fukuoka Gallery Walk 2004	10/1(金) 10/31(日)	Sugar cube他北九州11店舗	“アートをたずねる月事務局 GALLERY+CAFE”
	環境にやさしい料理教室	10/2(土)、10/24(日)	曽根市民センター、西日本総合展示場	北九州市
	第16回 牧山東 みんなでワッショイ川まつり	10/2(土)	牧山東市民センター、駐車場と 周辺(宇治区新川町、天鳳寺川沿道)	牧山東まちづくり協議会
	Real Cafe Music	10/3(日) 11/14(日)	cream(小倉北区馬借)、 タワーレコード小倉店	cream、タワーレコード小倉店
	rethink	10/3(日) 11/14(日)	cream(小倉北区馬借)	cream、ANSELLHAUS
	環境保全はみんなでやろう!エコ商品推奨・マイバック持参運動	10/3(日) 11/3(水)	“若松本町商店街・サンリブ周辺 若松9区公民館”	“若松区婦人会連絡協議会 若松わかばの会”
	メディアでなげよう!ひろげよう!北九州エコステージ2004	10/3(日) 11/14(日)	各催しの開催会場	NPO法人ドリドリ会
	標識フェスタ2004 IN 北九州	10/3(日)	小倉井筒屋クロロード	国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所、北九州市
	有用微生物泥ダンゴ3万個投入大作戦	10/5(火) 10/29(金)	新々堀川	堀川再生の会、五平太
	北九州学術研究都市第4回産学連携フェア	10/6(水) 10/8(金)	北九州学術研究都市	北九州学術研究都市産学連携フェア実行委員会、 (財)北九州産業学術推進機構
	第41回北九州市環境衛生大会	10/6(水)	北九州市立戸畑市民会館	北九州市、(社)北九州市衛生総連合会
	若松平成竹物語 序章 市民が守る若松の竹林・里山	10/9(土)	北九州学術研究都市周辺の森林及び竹林	NPO北九州ビオトープネットワーク研究会
	自分のまわりをよく見てみよう!私たちの地図づくり	10/9(土)	枝光市民センター及び枝光公園	枝光市民センター、エコステージ実行委員会
	秋の庭めぐりツアー	10/10(日)、11(月)、16(土)、17(日)	北九州市全域	オープンガーデン北九州
	ふれあいエコフェスタ2004	10/11(月)	西港自動車学校	北九州市、(株)西港自動車学校
	全国食生活改善推進団体リーダー研修会	10/14(木)	リーガロイヤルホテル小倉	北九州市
	わくわくプレーパーク	8/21(土) 10/17(日)	コラボひろば、足立公園	乳幼児子育てネットワーク・ひまわり
	若松北海岸と響灘風力発電所及び白鳥展示館見学バスツアー	10/16(土)	響灘風力発電所、白鳥展示館、 汐入の里、かんぼの宿北九州	シニアネット北九州(SNQ)
	福岡県の水生昆虫展 ゲンコウやタガメはもういない	10/17(日) 11/30(火)	紫江's水環境館	紫江's水環境館
	エコライフプラザワークショップ	10/17(日)、24(日)	北九州市エコライフプラザ	北九州市エコライフプラザ
	第13回全国一斉自然とふれあうネイチャーゲーム大会	10/17(日)	山田緑地	北九州ネイチャーゲームの会(社)日本ネイチャーゲーム協会
	永遠の名作「星の王子さま」上演と講演会	10/17(日)	国際文化交流センター国際会議場	うずめ劇場
	堀川開削200周年記念事業「堀川サミット2004」	10/17(日)	九州女子大学耕学館	堀川再生を考える実行委員会
	第6回マロニエ芸術祭 エコキャンドルを作って灯そう	10/17(日)	井筒屋本・新館クロロード	(株)井筒屋
	消費者フェスティバル	10/23(土)、24(日)	西日本総合展示場新館	北九州市立消費生活センター
	森の学校'04 困っています侵入竹	10/24(日)	錦湖貯水池周辺のヒノキ林	遠賀川・今川流域森林業活性化センター
	ウェルとばた秋祭り“北九州を食べる”	10/24(日)	ウェルとばた2F交流プラザ	NPO食と文化でつくる北九州力の会
	世界と遊ぶ!竹細工とおからクッキング	10/24(日)	国際文化交流センター調理室・中庭	北九州市、(財)北九州国際技術協力協会
	イリスエコステージオーガニックでダイエット	10/24(日)	九州電力ショールーム・イリス北九州	九電オール電化プラザ・イリス北九州
	木と環境パネル展	10/25(月) 11/3(水)	くらしHOT館	エフコープくらしHOT館
	第3回 アジア・太平洋立国際会議(APLAS)北九州2004	10/27(水) 10/29(金)	北九州国際会議場	第3回アジア・太平洋立国際会議北九州2004実行委員会
	エコテク/2004(地球環境・新エネルギー・技術展&セミナー)	10/27(水) 10/29(金)	西日本総合展示場新館	北九州市、(財)西日本産業貿易見本市協会
	燃料電池・水素エネルギー技術展&セミナーin九州	10/27(水) 10/29(金)	西日本総合展示場本館	経済産業省九州経済産業局、福岡県、北九州市、福岡市、 (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、 九州大学、(財)西日本産業貿易見本市協会、九州燃料電池研究会
	ユネスコ世界遺産写真展	10/30(土) 11/6(土)	北九州市環境ミュージアム	北九州市
	NHKエコFESTA	10/30(土)、31(日)	東田エコクラブ	NHK北九州放送局
	第2回市民エコクッキング大賞	10/30(土)	九州電力ショールーム・イリス北九州	市民エコクッキング大賞実行委員会
	土木フェアin北九州2004「地図に残る工事現場見学バスツアー」	10/31(日)、11/3(水)、6(土)、7(日)	新北九州空港、東九州自動車道、ひびきコンテナターミナル、 新吾平道路、河内貯水池など	土木フェアin北九州実行委員会
	平尾台高原野菜市	10/31(日)	平尾台自然の郷ヴィレッジゾーン	平尾台自然の郷
	藤原清登ジャズコンサート	10/31(日)	東田エコクラブ	第19回国民文化祭北九州市実行委員会
	北九州市長杯 第9回茶川・市民ハゼ釣り大会	10/31(日)	紫川(貴船橋〜常盤橋)	スポーツニッポン新聞社、北九州市
	エコツアーinさいがわ 知りたくなる山の木のこ	10/31(日)	行橋市御所ヶ谷自然公園ほか	京築林業推進協議会
	“第19回国民文化祭ふくおか2004平づくり文化 第6回平づくり市場in北九州”	11/2(火)、3(水)	西日本総合展示場本館	第19回国民文化祭北九州市実行委員会
第1回平尾台フォルクローレまつり	11/3(水)	平尾台自然の郷 高原音楽堂	平尾台自然の郷	
パラグライダー体験教室	11/3(水)	平尾台自然の郷 無料休憩所	平尾台自然の郷	
バンブーフェスタ2004	11/6(土)、7(日)	東田エコクラブ	文化庁、福岡県、福岡県教育委員会、北九州市、北九州教育委員会、 第19回国民文化祭福岡県実行委員会、第19回国民文化祭北九州市実行委員会	
環境ミュージアム未来ホテルデー	11/6(土)、7(日)	北九州環境ミュージアム及びこどもエコ広場	北九州市	
第15回アジア女性会議―北九州―	11/6(土)、7(日)	北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”	(財)アジア女性交流・研究フォーラム	
ふくおか 食の祭典	11/6(土)、7(日)	西日本総合展示場本館、北九州国際会議場メインホール	文化庁、福岡県、福岡県教育委員会、北九州市、北九州教育委員会、 第19回国民文化祭福岡県実行委員会、第19回国民文化祭北九州市実行委員会	
九州有機農業フォーラム	11/6(土)	北九州国際会議場	文化庁、福岡県、福岡県教育委員会、北九州市、北九州教育委員会、 第19回国民文化祭福岡県実行委員会、第19回国民文化祭北九州市実行委員会	
洞海湾干潟の清掃 “海のジャングル”干潟の再生	11/6(土)	八幡西区本城橋付近の干潟	NPO北九州ビオトープネットワーク研究会	
貴山・平尾台トレッキングワールド	11/6(土)	貴山・平尾台周辺	貴山・平尾台トレッキングワールド連絡会議	
第3回自然環境を考える市民フォーラム	11/6(土)	紫江's水環境館	北九州市	
東田100年コンサート2004	11/7(日)	東田エコクラブ	文化庁、福岡県、福岡県教育委員会、北九州市、北九州教育委員会、 第19回国民文化祭福岡県実行委員会、第19回国民文化祭北九州市実行委員会	
音の探検隊 北九州を行く	11/7(日)	山田緑地	北九州市	
環境の超微量分析にチャレンジしよう	11/13(土)	北九州市環境科学研究所	北九州市環境科学研究所、福岡大学	
「紫川流域バスツアー」	11/13(土)	小倉北区・南区紫川河口 源流 平尾台	(財)タカミヤ・マリバー環境保護財団、紫川を愛する会	
第11回タカミヤ・マリバー環境保護シンポジウム	11/14(日)	ウェルとばた多目的ホール	(財)タカミヤ・マリバー環境保護財団	

(2) 北九州市民環境パスポート事業

① 背景

「環境首都」を目指すうえで、「市民環境力（市民一人ひとりが環境活動に取り組み実践する力）」を高めていくことが重要な鍵を握っています。

その観点から、市民、企業、NPO等のあらゆる主体が、全市的なムーブメントとして環境活動に参加するための仕組みが必要です。

一方で、従来の行政主体の啓発等の施策では限界があり、あらゆる主体がひとつにまとまって、誰でも楽しく参加でき、それが相乗効果をもたらす仕組みとして、日常の環境行動や活動に参加するとポイントがもらえ、そのポイントで買い物や割引などのサービスが受けられる、楽しくお得に環境によいことをしてもらおう「北九州市民環境パスポート事業」の検討を進めています。

② これまでの取組と成果

平成16年2月、国の「地域再生プログラム」の中に総務省の「地域通貨モデルシステムの導入支援」が盛り込まれました。

そこで、「北九州市民環境パスポート事業」が環境を機軸とした地域活性に資するものとの考えの下、地域再生計画として申請を行い、平成16年6月に認定を受けました。

この認定によって、総務省の地域通貨モデル事業として国の支援のもとに、全国都市再生の環境共生まちづくりに選定されている八幡東区東田地区を中心に実証実験を行いました。

〈実証実験の概要〉

- (1) 実験期間：平成16年12月1日から平成17年1月31日
(ポイント使用は2月28日まで)
- (2) 参加者数：1127名
- (3) プログラム数：112件

③ 課題と今後の取組

今後は、実証実験の結果を踏まえながら、全市的な展開に向けた具体的実施計画の早期策定を行います。

その際には、多くの市民参加を得るために以下のような視点から計画を策定していきます。

ア 環境に貢献することがメリットとなる仕組みづくり

(ア) 楽しく参加できる仕組み

「楽しそうだから参加する。参加している人が楽しそうだから参加する。参加したら楽しかったからまた参加する。」といった「楽しい」という内発的動機付けが働くように工夫します。また、「ポイントがもらえて得をするから参加する。ポイントが貯まると嬉しくなるからまた参加する。ポイントを使用して得をしたからまた参加する。」といった参加への経済的動機付けも働くように工夫します。

(イ) 環境への取り組みが目に見える仕組み

励みとなって取り組みが促進されるように、環境への取り組みの成果（活動の自己評価、他人との相対評価、地域全体の成果など）を解りやすく表現します。

ポイントの基準については、環境改善効果や活動時間など、誰もが納得しやすい根拠に基づくものとなるようにします。

イ 市民が主体となって環境活動に参加できる仕組みづくり

市民、NPO が主体となって運営していくことによって、市民の参加、団体の支援、ひいては全市民を巻き込んだ環境活動を実現させる仕組みとします。

また、環境NPO等の団体が企画する環境活動、イベントへ市民が参加することをきっかけに、その活動に興味を持ち、さらに積極的な活動を始めるなどの展開につながるように工夫します。

ウ 環境活動と経済活動を融和させる仕組みづくり

地域の商店や商店街と市民とをつなぐ仕組みとします。マイバッグ運動など、市民が商店や商店街の活動に参加することによって、地域の商店での買い物が増え、地域内資源の循環につながっていく仕組みとします。

また、市民と事業者との顔の見える関係が築き直され、事業者が市民の健康や地域の環境問題の解決に貢献するなど、企業市民として地域への参画が促進される仕組みとします。

(3) “クリーン北九州”まち美化キャンペーン

① 背景

1972年(昭和47年)6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、日本の提案を受け、国連で6月5日を「世界環境デー」と決めました。また、日本では「環境基本法」(平成5年)で「環境の日」を定めています。

平成3年から6月の1か月間を「環境月間」(昭和48年～平成2年までは、6月5日を初日とする「環境週間」とし、世界各国で、環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため様々な行事が行われています。

5月30日の「ごみゼロの日」は、昭和50年(1975年)に愛知県豊橋市で行った美化運動が始まりです。国は、昭和58年(1983年)に「環境美化行動の日」を設定し、国民が環境美化に取り組むよう呼びかけています。

② これまでの取組と成果

本市では、昭和58年に「ごみゼロの日キャンペーン」(参加者数2,314人、収集量10.5t)を始めました。「とびうめ国体」のあった平成2年には「クリーン北九州」国体100日前キャンペーンとして取り組みました。平成3年からは、環境月間が創設されたこともあり5月30日～6月30日までを「クリーン北九州」まち美化キャンペーンとして、チラシの配布などマナーアップの呼びかけを集中的に実施し、市民・企業・行政が一体となってまち美化活動や啓発活動を行ってきています。

平成17年度は、「まちも空気もきれいに！」と題して、市民を巻き込み、きれいな環境づくりへの関心を高めるとともに、歩きタバコと吸い殻、空き缶等のポイ捨て防止を訴え、モラル・マナーの向上を図ります。

重点取り組み事項は、

- 人の集まる駅前や観光地等での美化活動に市民・関係者の幅広い参加を求め、“クリーン北九州”百万市民運動の定着を図る。
- 歩きたばこ吸殻ポイ捨て防止のマナーアップを図る。
- アイドリングストップ運動を推進し、限りある資源の有効活用と地球環境保全への市民の関心を高める。

とします。

ア まち美化清掃

観光地や駅周辺など市内8ヶ所で環境センター主催によるまち美化清掃を実施しました。特に若松区岩屋海岸では、「ラブアース・クリーンアップ2004」として、市民やボランティア団体、企業、行政が協力して、地球環境美化活動を行いました。

また、期間中、地域団体やボランティア団体、企業等による身近な場所での清掃活動が行われました。

平成16年度 参加者数 19,139人、ごみ収集量 48.7t

第1回（昭和58年）からの累積

参加者数 361,552人、ごみ収集量 1034.5t

<参加人数、収集量の推移>

年度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
参加人数(人)	23,686	19,373	20,301	19,701	19,139
収集量(t)	143.3	90.5	50.6	59.7	48.7

イ ポイ捨て防止の呼びかけ

マナーアップ啓発、ドライバー啓発、釣り人啓発、駅前街頭啓発で、ポイ捨て防止のチラシを配布しました。また、JR九州の主要駅及びモノレール全駅の啓発放送とごみ収集車両や環境パトロール車によるポイ捨て防止・ふん害防止の啓発PRを実施しました。これらを通じて、“クリーン北九州”百万市民運動の目標の一つであるごみのポイ捨て防止を呼びかけました。

③ 課題と今後の取組

今年で23年を迎え、まち美化清掃は定着してきました。ただし、一方で若年層の参加が少なく、ボランティアの参加者も固定化しつつあります。

さらに、歩きたばこの防止やたばこの吸殻を含めたごみのポイ捨て防止、飼い犬のふん害防止など、全体的なモラル・マナーアップを求める市民の要望が多くなっています。

そこで、平成15年度から始めた「歩きたばこ防止」の取り組みを継続し、ふん害防止を含めたモラル・マナー全般のキャンペーンとして取り組みます。また、地域の市民団体やボランティア団体と環境センターが協働で取り組み、市民一人ひとりが参加意識をもつことができる仕組みをつくります。

(4) 「市民いっせいまち美化の日」

① 背景

国（環境省）では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、「9月25日 清掃の日（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行日）」から「10月1日 浄化槽の日（浄化槽法の施行日）」までを「環境衛生週間」と定め、国、都道府県、市町村及び各種団体等に環境美化関係の啓発運動を呼びかけています。

本市では、平成6年10月1日にまち美化条例が施行されたことから、平成7年から毎年、10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」と定め、さらに、平成8年からは期間中の日曜日（10月の第一日曜日）を「市民いっせいまち美化の日」とし、市民総出で地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃しています。こうした市民参加型の行事を継続実施していくことで、まち美化意識の高揚と定着を図っています。

② これまでの取組と成果

北九州市衛生総連合会と共催で、「清潔なまちづくり週間」中に、衛生総連合会組織や公園愛護会を通じて、市民や地域団体に参加依頼を行ない、あわせて、チラシ配布、市政だより掲載等の積極的な市民広報を行いました。

また、平成16年度は「市民いっせいまち美化の日」に「まち美化でギネスに挑戦」を同時に開催し、一日に集まったごみ拾いボランティアの人数の世界記録を達成しました。（ギネス社へ申請中）

平成16年度 市民いっせいまち美化の日（まち美化でギネスに挑戦）

参加者数 74,206人（世界記録） ごみ収集量 259.8t

平成16年度 清潔なまちづくり週間

参加者数 87,009人 ごみ収集量 275.4t

<市民いっせいまち美化の日の推移>

年 度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
参加人数(人)	54,404	38,916	43,029	46,597	74,206
収集量(t)	177.4	114.6	117.9	146.2	259.8

<清潔なまちづくり週間の推移>

実施日	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
参加人数(人)	74,180	67,549	63,670	70,946	87,009
収集量(t)	326.5	169.4	173.6	195.1	275.4

③ 課題と今後の取組

「まち美化でギネスに挑戦」の経験や成果を活かし、今後、まち美化活動に誰もが参加できるような仕組みづくりを行うとともに、幅広い世代の参加を促し、広く市民へのまち美化意識の浸透を図ります。

また、「市民いっせいまち美化の日」に合わせ、家庭から粗大ごみを持ち出す人もあり、ボランティア清掃の意義や不法投棄防止の意義啓発に努めます。

(5) ごみ減量化・資源化に関する啓発

① 背景

地球環境の保全に配慮した循環型社会の構築を図るには、ごみの減量化・資源化を進めていくことが重要であり、市民ひとりひとりの意識の向上のために、各種の啓発活動を行っています。

② これまでの取組と成果

ごみの資源化と減量化を推進するために、16年度は下記の啓発活動を行いました。

ア 環境トーク

「ごみの減量化・資源化」の市民への周知や環境保全行政に関する市民の声を聞くために、学校、公民館等で講演会・説明会を行いました。(平成16年度実績 29団体のべ1,280人)

イ 大都市減量化・資源化共同キャンペーン

ごみの減量化・資源化を訴えるため、大都市が共同で公共施設等でのポスターの掲出、市民へのペットボトルのリサイクル製品である買物袋の配布を行いました。

ウ 「ごみ出しマニュアル」の作成・配布

正しいごみの出し方を広く市民に知ってもらうため、一般ごみや資源化物の持ち出しマナーや粗大ごみ、引っ越しごみの申込み方法等を掲載したパンフレットを区役所等で配布しています。平成14年11月からは、主な内容をホームページに掲載しています。

エ 「かえるプレス」の発行

リサイクルに関する情報の提供や、環境局の事業を紹介するための情報紙を発行し、全世帯に配布しています。(発行回数/年2回)

オ あき缶プレスカーの運行

リサイクルに対する関心を高めてもらうために、小学校等にあき缶プレスカー「カンガルー号」を派遣し、プレス実演を行うとともに、回収した缶を資源化しています。(運行回数/59回)

カ 消費者フェスティバル開催

ごみの資源化・減量化に対する市民の意識の高揚を図り、正しい認識のもとに、環境に配慮した生活・行動を実践してもらうことを目的に開催しました。(主催：総務市民局)
(参加人数/17,261名)

③ 課題と今後の取組

市民ひとりひとりのごみ減量化・資源化に対する意識を高め、循環型社会を実現するために、今後も様々な啓発活動を行うとともに有効な啓発方法について検討します。

(6) 環境活動に関する各種表彰

① 背景

環境行政を円滑に進め、循環型社会を実現するためには、市民や事業者の理解と協力だけでなく、積極的な取組が必要不可欠です。

そこで、環境事業に協力し、積極的に活動に取り組んでいる市民・団体・事業者に対し、その活動・功績に対し、各種の表彰(感謝状贈呈)を行っています。

② これまでの取組と成果

<p>○ 環境衛生優良地区 環境衛生向上のため長年にわたり積極的な実践活動を続けている地区を表彰。 H16年度：5地区</p>			
<p>○ 環境衛生地区組織育成功労者 環境衛生向上のため長年にわたり積極的な実践活動を続けている個人に感謝状を贈呈。 H16年度：11名</p>			
<p>○ 北九州市まち美化協力功労者 地域の生活環境の向上及びまち美化の推進に顕著な功績を修めたものに対して感謝状を贈呈。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <p>1. 環境事業協力功労団体・環境事業協力功労者 5年以上にわたって、地域の生活環境の向上及びまち美化の推進に貢献している団体・個人。 H16年度：5 団体、7名</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>2. まち美化ボランティア 3年以上にわたって、公園・道路等でボランティアとして清掃活動を実施している団体・個人。 H16年度：7 団体、7名</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>3. 環境事業協力子供会 5年以上にわたって、集団資源回収など環境事業に協力している子供会。 H16年度：16団体</p> </td> </tr> </table>	<p>1. 環境事業協力功労団体・環境事業協力功労者 5年以上にわたって、地域の生活環境の向上及びまち美化の推進に貢献している団体・個人。 H16年度：5 団体、7名</p>	<p>2. まち美化ボランティア 3年以上にわたって、公園・道路等でボランティアとして清掃活動を実施している団体・個人。 H16年度：7 団体、7名</p>	<p>3. 環境事業協力子供会 5年以上にわたって、集団資源回収など環境事業に協力している子供会。 H16年度：16団体</p>
<p>1. 環境事業協力功労団体・環境事業協力功労者 5年以上にわたって、地域の生活環境の向上及びまち美化の推進に貢献している団体・個人。 H16年度：5 団体、7名</p>			
<p>2. まち美化ボランティア 3年以上にわたって、公園・道路等でボランティアとして清掃活動を実施している団体・個人。 H16年度：7 団体、7名</p>			
<p>3. 環境事業協力子供会 5年以上にわたって、集団資源回収など環境事業に協力している子供会。 H16年度：16団体</p>			
<p>○ 地域環境功労団体・地域環境功労者 地域におけるごみ減量化・資源化の推進あるいはまち美化に功労のあった団体・個人を表彰。 H16年度：7 団体、10名</p>			
<p>○ ごみ持ち出し優良地域 ごみ持ち出しマナーが優良で、生活環境の向上や美しいまちづくりを進める地域を表彰。 H16年度：28地域</p>			
<p>○ 北九州市ごみ資源化・減量化優良事業所・団体 ごみ資源化・減量化に積極的に取り組んでいる事業所・団体に感謝状を贈呈。 H16年度：5事業所</p>			
<p>○ 集団資源回収優良団体 集団資源回収に取り組んでおり、前年度の回収実績等が優秀であった団体を各区ごとに表彰。 H16年度：7団体</p>			
<p>○ 産業廃棄物優良処理業者 産業廃棄物処理業の許可業者を対象に優良処理業者を選び表彰 H16年度：5事業所</p>			
<p>○ 第2回北九州市環境賞 国内外を問わず、環境分野において卓越したリーダーシップを発揮しており、かつ環境分野で強い影響力を有する団体、個人を表彰。 平成16年度：大 賞 1名（豊田 章一郎氏） 奨励賞 3名（デワンカー・パート氏、松雄康志氏、青木 茂氏）</p>			

③ 課題と今後の取組

今後も引き続き表彰制度を継続し、市民や事業者の環境への取組を支援していきます。

3 市民・事業者による取組の支援

(1) 環境保全活動を行う市民・市民団体への助成

① 背景

ごみの減量化・資源の有効活用に加え、地球環境に対する関心が高まっている現在、本市では市民がより取り組みやすくなるよう、また取組が励みになるような助成制度を設け、市民や

地域団体の活動を支援しています。

② これまでの取組と成果

ア 集団資源回収団体奨励金制度

古紙リサイクルの促進のため、子供会などの地域の市民団体に対し、回収した古紙の回収量に応じて、奨励金を交付しています。

奨励金は回収方法により異なります。

- ┌ Aタイプ（広場やごみステーションを利用した回収方法）：古紙1kgあたり7円
- └ Bタイプ（回収業者が戸別回収を行う方法）：古紙1kgあたり5円

平成16年度登録団体数：1,206団体

古紙回収量：19,549トン

イ 家庭用生ごみコンポスト（たい肥）化容器設置助成制度

家庭用の生ごみコンポスト化容器を設置する市民に購入費の一部を助成（容器1セット当たり3,000円）しています。

平成16年度は、598基の設置に対して助成しました。

ウ 家庭用電気式生ごみ処理機設置助成制度

家庭用電気式生ごみ処理機を設置する市民に購入費の一部を助成（20,000円を限度額に購入価格の1/2）しています。

平成16年度は、267台の設置に対して助成しました。

③ 課題と今後の取組

古紙リサイクルについては、少子高齢化による子供会活動の停滞等から、古紙回収量が伸び悩んでいるのが現状です。

そのため、従来の集団資源回収活動に加え、校区（まちづくり協議会）単位で回収に取り組んでもらうよう、地域に働きかけを行っています。

生ごみリサイクルについては、助成制度開始から複数年がたち、購入希望者が減少しはじめていることから、過去のデータを分析し、効果的な取り組みを行うことにより、一層の制度の普及を図っていくこととしています。

(2) 公害防止に取り組む事業者への融資、助成

① 北九州市公害防止資金融資制度

ア 背景

本市は、公害の発生を防止するとともに、公害に係る紛争解決の促進を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的に、昭和43年、市内の中小企業者に対し公害防止のために必要な資金の融資を行い、かつ、融資を受けた者に対し利子補給金を交付する制度を創設しました。

イ これまでの取組と成果

制度創設当初から、市内の中小企業者が、公害を防止・除去するために必要な施設を改善・設置したり、公害に関する紛争解決のために事業所を移転する等の産業公害対策として融資を行ってきましたが、平成10年からは、自動車公害対策も視野に入れ、低公害車購入に対しても対象を広げて融資をしています。

資 格	1. 中小企業者で市内に工場・事業所を有し、引続き6ヶ月以上の営業実績があるもので、市税を滞納していないこと。 2. 公害が発生し、又は、発生のおそれがあるため、公害防止措置の必要があり、かつ、その措置の計画が適当と認められること。
限度額	1,000万円(市長が特別に認めた場合2,000万円)
対 象	1. 公害防止施設及び工場移転等に必要土地建物 2. 低公害車
期 間	7年以内(500万円以下は5年以内)
利 率	年1.9%(ただし、利子相当額を補給)平成17年3月31日現在
保 証	信用保証協会の保証を付する。(保証条件は協会の定めによる。)

融資制度が発足した昭和43年度からの融資実績は300件(29億8,910万円)で内訳は以下のとおりです。

	件 数	金 額
騒音対策	161件	18億52万円
大気汚染対策	61件	6億3,444万円
水質汚濁対策	47件	3億6,754万円
悪臭対策	20件	1億2,575万円
その他	11件	6,085万円

ウ 課題と今後の取組

近年、事業者の公害防止についての意識の向上、住工分離による工場の集団移転、既存工場の公害防止設備設置が進んだことなどから、融資件数が減少してきていますが、公害に係る紛争が起きた場合の解決手段として、活用していきます。

② 北九州市環境改善事業施設等整備助成制度

ア 背景

本市では、市域における大気環境の改善を図るため、平成7年度から、環境再生保全機構(旧公害健康被害補償予防協会)の窓口となり、民間事業者が行う大気汚染の改善に資する事業に対して助成金を交付しています。

イ これまでの取組みと成果

助成の対象となる事業は以下の4つです。

○低公害車普及事業

電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車又は電動スクーター等の低公害車を購入・リース導入すること。

○最新規制適合車等代替促進事業

大型のディーゼル車を排出ガスのより少ない最新規制適合車等へと代替を行うこと。

○大気浄化植樹事業

大気浄化能力を有する植栽の整備を行うこと。

○共同輸配送推進事業

自動車交通量の抑制に効果のある共同輸配送のための配送施設等の整備を行うこと。

平成7年度以降の実績は以下のとおりです。

・低公害車普及事業

天然ガス自動車のリース導入16台に助成を行いました。

・最新規制適合車等代替促進事業

バス59台、トラック21台、塵芥車1台の代替に対し助成を行いました。

・大気浄化植樹事業及び共同輸配送推進事業の実績はありません。

ウ 課題と今後の取組み

大型ディーゼル車の代替は、多額の資金を必要とすることから、リースや分割払いにより導入する事業者が多いのですが、最新規制適合車等代替促進事業では、代替車をリースや分割払いにより導入する場合には、助成の対象となりません。

現実に即した制度となるよう、助成元である環境再生保全機構に柔軟な制度運用を求めているところです。

4 八幡東田地区グリーンビレッジ構想

(1) 背景

① 構想の策定

八幡東田地区は、平成13年に北九州博覧祭2001を開催した地区です。

博覧祭では、建築物等における環境技術の展示、ごみの分別・デポジット等の社会実験、グリーン購入などハード、ソフト両面から、21世紀における環境への取組みのあり方についてさまざまな提示を行いました。

その成果を、博覧祭後の民間主体で進める街づくりに継承するため、地権者をはじめとした企業、NPO等とともに検討を重ね、平成15年3月に基本的な方針を、平成16年3月に実施計画を策定しました。

② 位置づけ

環境の世紀である21世紀のまちづくりのモデルとして、環境を機軸としたまちづくりに、官民の垣根を越えた協働体制により取り組んでいきます。

若松区響灘地区で進めている北九州エコタウン事業が産業に視点を置いたものであるのに対し、八幡東田地区グリーンビレッジ構想では、ここで住み、働き、遊び、学ぶ都市生活者の視点に立ち、生活者が「環境」の良さを実感し、自ら参画できる、まちづくりを目指すものです。

③ 国による評価・支援

グリーンビレッジ構想は、国で、身の回りの生活の質の向上、地域経済・社会の活性化、民間投資の促進を目的に創設された「全国都市再生のための緊急措置」において、15年6月、「環境共生まちづくり」のモデルとして全国167件の応募の中から、7件のうちの1件に選定されました。民間の街づくりへの参画、取組み内容の総合性などが評価されたもので、まさに、本構想の実現を図ることが今後の街づくりにつながり、さらに、それが国の目指す方向性と一致したものと考えられます。

この選定により、国の補助等の優先的適用、規制緩和など、事業を進めるのに必要な財政面・制度面からの支援について、国と個別に相談することができるようになりました。

(2) これまでの取組みと成果

① 八幡東田グリーンビレッジ推進地域協議会の設置

構想の具体化に向け、様々な立場から議論を深め、今後のまちづくりに幅広い参画を得ていくため、平成15年8月、「八幡東田グリーンビレッジ推進地域協議会」を設置しました。学識経験者、事業実施主体となる市民団体や企業、総合的な事業推進を支援する立場の国・市の関係機関で構成し、具体的な調査研究を進めるため、土地利用、交通、廃棄物、エネルギー、コミュニティの分野についての作業部会を設けています。

平成15年度に、基本的考え方、実施プロジェクトなどについての検討を行い、実施計画をとりまとめました。

② 実施計画の策定

協議会による検討を踏まえ、平成16年3月に、構想を具体化する実施計画をとりまとめました。

○基本的考え方

「生活系を中心とした環境共生実験都市」

- ・環境時代の新しい価値を提案するまち
- ・持続するしくみを備えたまち
- ・つながりで豊かさを創出するまち
- ・誰もが心地よいと感じるまち
- ・様々な人々の参加協働でつくるまち
- ・試行錯誤の蓄積で成長するまち

○計画方針

- ・環境共生コミュニティモデル
- ・循環する地域の仕組みづくり
- ・個性的な都市景観の形成
- ・感性が呼応する環境形成
- ・多彩な主体による協働
- ・情報を共有するコミュニケーション

○推進プログラム

カーシェアリングシステムの構築、都市エネルギー管理システムの構築など、方針に基づき、24の推進プログラムを掲げています。

プログラム名	概要
■共有価値の創造	
北九州／環境首都バスポート事業	公共交通機関の利用、環境活動のポイント化等
サイクル特区の構築	専用道、シェアリング等による自転車利用促進
カーシェアリングシステムの構築	立地企業社有車等のシェアリング
バス、トラック等大型交通の効率活用	循環バス、物流ステーション等
エコドライブ支援プログラム	車両整備や運転によるCO2削減支援システム
アロハプロジェクト	夏期の省エネにアロハシャツの着用
ローカルルールづくり	暮らし、街並み、ビジネスに合意形成ルールを
■循環型エリア・マネジメント・システムの構築	
都市エネルギー管理システムの構築	複数の分散型エネルギーの効率的運用管理
廃棄物マネジメントシステムの構築	リサイクルネットワークの地域モデルづくり
バイオエタノール混合ガソリン利用促進	3%混合ガソリン利用の実証等
サステナブル計画の策定	市民参加による持続可能性への取組マネジメント
■街並み形成	
街並み形成軸と歩行者ネットワーク構築	歩行圏スケールのまちづくり、特色ある街並み等
東田グリーンビレッジ植林事業	緑化による景観、環境性能の向上、環境教育等
北九州オープン・エア・ミュージアム計画	アートによるシンボル空間づくり等
■快適な暮らしの創出	
微気候形成プロジェクト	樹木を空調装置と捉えた快適空間の整備
環境共生型住宅整備計画の策定	住宅の環境配慮、住宅による新たな環境の創出等
シビック・コンビニエンス・センターの設立	生活利便サービスの駅前地域への集約
安全・安心のネットワークづくり	公民連携による防災・防犯の実現等
■協働を促進する拠点づくり	
地球温暖化対策地域協議会の立ち上げ	地域の連携による温暖化対策への取組み促進
東田エコクラブを拠点としたパートナーシッププログラム	市民、NPO、企業の環境活動・交流、まちづくりの情報発信等の促進のための仕組みづくり
交流の場と環境教育の場の提供	市民農園を通じた周辺地区住民との交流等
サステナビリティレポートの市民評価システムの導入	指標等による定量的評価に、市民の声による定性的評価を加え、事業効果を測定する。
■取組の発信	
東田サステナビリティレポートの整備	持続可能性の指標整備、データ収集、効果測定
まちづくりPR	モデルとしてのまちづくりPR等

平成16年3月には市内NPOが、環境活動やまちづくりの交流、情報発信の拠点として、「東田エコクラブ」を設置しました。平成17年1月には、1台の車を複数の事業所で共同で利用することにより排ガス発生量及びエネルギー消費量の抑制等に寄与する「カーシェアリング事業」が開始され、また、同年2月には天然ガスを用いたコージェネ発電による地域エネルギー源の供給・活用を図る「東田コージェネ」が供用開始されました。

(3) 課題と今後の取組

上記事業全体の計画に基づき、今後とも、個別事業についての具体的な計画づくりを進め、可能なところから実施に移します。

今後、さらに民間企業、市民、NPO等と一体となって、環境首都づくりを牽引し、環境まちづくりの全国のモデルとなるべき取組みを推進していきます。